

## 佐賀県身体障害者補助犬育成事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、身体障害者の社会参加の促進を図るため、身体障害者補助犬法(平成14年5月29日法律第49号。)第3条の規定に基づき訓練事業者が行う身体障害者補助犬(以下「補助犬」という。)の育成に要する費用について、訓練事業者に対し予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、補助金等に係る予算の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「法」という。)及び補助金等に係る予算の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「令」という。)並びに佐賀県補助金等交付規則(昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。)及びこの要綱に定めるところによる。

### (補助対象経費及び補助金の額)

第2条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助金の額は、別表に定めるものとする。

2 補助金の交付額の算定に当たっては、基準額と補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、いずれか少ない方の額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助事業者」という。)は、別表に定めるものとする。

2 補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 補助事業者は、前項のイからキに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

### (補助金の交付申請)

第4条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

3 補助事業者は、第1項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る地方税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる地方税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に消費税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

- 4 規則第4条第3項に規定する補助金の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金の交付決定に要するまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(補助金の交付決定)

第5条 知事は、補助金の交付の申請があったときは、交付の可否を決定し申請者に対して速やかに通知する。

(補助金の交付の条件)

第6条 規則第5条の規定により、補助金等の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 法、令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。
  - (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けること。ただし、補助金の額に変更を及ぼさない軽微な変更については、この限りでない。
  - (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
  - (4) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告して指示を受けること。
  - (5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了年度の翌年度から起算して5年間保管すること。
- 2 前項第2号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第2号のとおりとする。

(状況報告)

第7条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について、知事の要求があったときは、速やかに報告しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第12条に規定する実績報告書は、様式第3号のとおりとする。

- 2 第4条第3項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第5条第3項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
- 4 第1項の実績報告書の提出期限は、事業完了(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)後1か月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金等の交付)

第9条 この補助金は、概算払いで交付することができるものとする。

- 2 規則第15条に規定する補助金交付請求書は、様式第4号及び様式第5号のとおりとする。

(交付決定の取消し)

第11条 知事は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し又は補助金の交付の内容、条件、その他法令等若しくは指示に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 知事は、補助事業者が第3条第2項の規定に該当することが判明したときは、前項の規定を準用する。
- 3 前二項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消した場合において、補助金を返還させることができる。

(附 則)

この要綱は、平成24年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和3年度分の補助金から適用する。

別表(第2条及び第3条関係)

補助事業者	補助対象経費	補助基準額
<p>社会福祉法人、公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人、一般社団法人、特例民法法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第42条第2項に規定する法人をいう。)又は特定非営利活動法人であって、次のいずれかの事業を行う者であり、佐賀県身体障害者補助犬育成事業実施要綱に基づく訓練事業者の決定を受けた者。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号。以下「身障福祉法」という。)第33条に規定する盲導犬訓練施設を営む事業。</p> <p>(2) 身障福祉法第4条の2第3項に規定する介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業。</p>	<p>補助犬の育成(候補犬の購入費及び身体障害者補助犬法第16条に基づく指定法人による介助犬・聴導犬の認定料を含む。)に直接要した報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)役務費(通信運搬費、手数料及び保険料)委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、公課費</p>	<p>150万円</p>

様式第1号(第4条関係)

番  
年 月 日

佐賀県知事 様

住 所  
法人名  
代表者 役職名  
氏 名

年度佐賀県身体障害者補助犬育成事業費補助金交付申請書

標記について、下記のとおり補助金を交付されるよう、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県身体障害者補助犬育成事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

申請額 金 円

(添付書類)

- 1 佐賀県身体障害者補助犬育成事業費補助金所要額調書(別紙1)
- 2 事業計画書(別紙2)
- 3 歳入歳出予算書(見込書)抄本(別紙3)
- 4 誓約書(別紙4)

(別紙1)

年度 佐賀県身体障害者補助犬育成事業費補助金所要額調書

(単位:円)

区 分		対象経費の 支出予定額 (1)	寄付金その他の 収入予定額 (2)	差 引 額 (1) - (2) (3)	基 準 額 (4)	補助基本額 (3)と(4)とを比較して 少ない方の額) (5)	補助金所要額 (6)	備 考
佐賀県身体 障害者補助 犬育成事業	盲導犬							
	介助犬							
	聴導犬							
合 計								

- (注) 1 県補助基本額(5)は、(3)と(4)とを比較して少ない方の額を記入する。  
2 補助金所要額(6)は、千円未満を切り捨てるものとする。

(別紙2)

## 事業計画書

1 育成補助犬の種類

盲導犬	介助犬	聴導犬
-----	-----	-----

2 補助犬給付候補者

氏名	
住所	

3 育成予定犬

犬名	
生年月日	年 月 日生まれ(満 歳)
犬種	
所有形態	訓練事業者所有 使用予定者所有 その他( )

4 育成計画

訓練期間	年 月 日 ~ 年 月 日
補助犬認定日	年 月 日(予定)
補助犬引渡し日	年 月 日(予定)
備考	

(別紙3)

年度 歳入歳出予算(見込書)抄本

1 歳入

(単位:円)

区 分	予算(見込)額	備 考

2 歳出

(単位:円)

区 分	予算(見込)額	備 考

本書は、原本と相違ないことを証明します。

年 月 日

法人名  
代表者 役職名  
氏 名

(別紙4)

## 誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県及び市町が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県及び市町と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

### 記

- 1 自己又は組織の構成員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - (2) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
  - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(2)から(7)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

佐賀県知事 様

住 所

法 人 名

(ふりがな)

代 表 者 名

代表者生年月日 (M・T・S・H) 年 月 日生

様式第2号（第6条関係）

番  
年 月 日

佐賀県知事 様

住 所  
法人名  
代表者 役職名  
氏 名

年度佐賀県身体障害者補助犬育成事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定があった標記補助金について、事業の内容及び経費の配分を変更し、金 円の追加交付（減額承認）を受けたので、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県身体障害者補助犬育成事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

変更の理由

（添付書類）

- 1 佐賀県身体障害者補助犬育成事業費補助金変更調書
- 2 事業変更計画書
- 3 歳入歳出予算書（見込書）抄本

（注1）金額の変更のない変更申請の場合は、[ ]の部分は消去すること。

（注2）添付書類1、2については、補助金交付申請書（様式第1号）の別紙1及び別紙2に準じて作成し、変更前の内容及び経費の配分と変更後の内容及び経費の配分を比較できるよう記載すること。

様式第3号（第8条関係）

番  
年 月 日

佐賀県知事 様

住 所  
法人名  
代表者 役職名  
氏 名

年度佐賀県身体障害者補助犬育成事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった標記補助金に係る事業実績について、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県身体障害者補助犬育成事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて報告します。

（添付書類）

- 1 佐賀県身体障害者補助犬育成事業費精算調書（別紙1）
- 2 事業実績報告書（別紙2）
- 3 歳入歳出決算書（見込書）抄本（別紙3）

(別紙1)

年度 佐賀県身体障害者補助犬育成事業費補助金精算調書

(単位:円)

区 分		対象経費の 支出予定額 (1)	寄付金その 他の収入予 定額 (2)	差 引 額 (1) - (2) (3)	基 準 額 (4)	補助基本額 (3)と(4)とを比較し て少ない方の額) (5)	補助金所要額 (6)	補助金交付 決定額 (7)	補助金受入 済額 (8)	差引過 不足額 (7) - (8) (9)	備 考
佐賀県 身体障 害者補 助犬育 成事業	盲導犬										
	介助犬										
	聴導犬										
合 計											

- (注) 1 補助基本額(5)は、(3)と(4)とを比較して少ない方の額を記入する。  
2 補助金所要額(6)は、千円未満を切り捨てるものとする。  
3 差引過不足額(9)は、超過額のみ記入する。

(別紙2)

## 身体障害者補助犬育成事業 事業実績報告書

### 1 育成補助犬の種類

盲導犬	介助犬	聴導犬
-----	-----	-----

### 2 補助犬給付候補者

氏名		
住所		
身体障害者 手帳	障害等級	種 級
	障 害 名	視覚障害 ・ 肢体不自由 ・ 聴覚障害

### 3 育成補助犬

犬名	
生年月日	年 月 日生まれ(満 歳)
犬種	
所有形態	訓練事業者所有 ・ 使用予定者所有 ・ その他( )

### 4 育成実績

訓練期間	年 月 日 ~ 年 月 日
補助犬認定日	年 月 日
補助犬引渡し日	年 月 日
備 考	

(別紙3)

年度 歳入歳出決算予算(見込書)抄本

1 歳入

(単位:円)

区 分	決算(見込)額	備 考

2 歳出

(単位:円)

区 分	決算(見込)額	備 考

本書は、原本と相違ないことを証明します。

年 月 日

法人名  
代表者 役職名  
氏 名

様式第4号(概算払の場合)

第 年 月 日 号

佐賀県知事 様

住 所  
法人名  
代表者 役職名  
氏 名

年度佐賀県身体障害者補助犬育成事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定の通知があった標記補助金のうち、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県身体障害者補助犬育成事業費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請求金額	金	円
(内 訳)		
交付決定額	金	円
交付済額	金	円
今回請求額	金	円
残 額	金	円

様式第5号(精算払の場合)

第 年 月 日 号

佐賀県知事 様

住 所  
法人名  
代表者 役職名  
氏 名

年度佐賀県身体障害者補助犬育成事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった標記補助金のうち、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県身体障害者補助犬育成事業費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請 求 金 額	金	円
確 定 補 助 金 額	金	円
交 付 決 定 補 助 金 額	金	円
交 付 済 補 助 金 額	金	円
残 額 ( 請 求 額 )	金	円